

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 12 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 8 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 20 件 |
| 国民年金関係 | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 15 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和62年4月から63年3月まで

私は、昭和35年9月ごろ、自宅を訪れた顔見知りのA町役場職員から国民年金の加入を勧められたので、その場で夫婦一緒に加入手続を行い、申立期間①のうち、36年4月から同年6月までの国民年金保険料は集金に訪れた当該職員に納付し、同年7月から37年3月までの保険料及び申立期間②の保険料は、私自身がA町役場に現金を持参し、夫婦二人分を一緒に納付していたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和35年9月ごろ、A町役場の職員が申立人夫婦の自宅を訪れた際に、妻と併せて国民年金の加入手続を行い、申立期間①のうち、36年4月から同年6月までの夫婦二人分の保険料を集金していたとする同町役場の職員を記憶している上、同町では国民年金制度施行当初から役場職員による国民年金保険料の集金を実施していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和36年4月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立期間①について、申立人の、「夫婦二人分の国民年金加入手続及び保険料納付をしていた。」とする供述内容には信憑性^{しんぴようせい}が認められる。

さらに、申立期間①は12か月と短期間である上、申立期間①直後の昭和37年4月から49年12月までの保険料納付状況は、A町が保管する国民年

金被保険者名簿により、申立人夫婦が、ほとんど納期限内の同一日に納付していることが確認できることから、申立期間①当時、申立人夫婦の国民年金保険料に対する納付意識が高かったものと考えられる。

- 2 申立期間②について、申立人は「国民年金に任意加入し、65歳最後の保険料を納付した際に、A町役場の職員から、『未納となっている申立期間②の保険料については、既に時効期間を経過しているために納付することはできない。』と言われたので、その職員に、未納保険料の督促も無かったことなどを抗議した。」と述べていることから、その時点で、申立期間②の保険料は未納であったことが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、平成2年4月から同年7月までの任意加入期間の保険料を同年7月9日に納付していること、及び同年8月及び9月の保険料を同年9月18日に納付していることが確認できることから、その時点において、申立人は、未納であった申立期間②の保険料を納付できなかったものと認められる。

また、申立人は、「国民年金に任意加入した61歳以降の保険料納付については、老後のために特に大きな注意を払っており、申立期間②の保険料を数か月ごとに同町役場の窓口で夫婦一緒に納付していた。」と供述しているが、社会保険庁のオンライン記録により、未納であった昭和63年11月から平成元年3月までの保険料並びに、2年2月及び同年3月の保険料を同年7月17日にまとめて過年度納付していることが確認できることから、「夫婦の保険料は数か月ごとに現年度納付していた。」とする申立人の供述内容とは一致しない。

さらに、申立期間②の国民年金保険料を申立人が納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和55年4月から56年3月まで
③ 昭和62年4月から63年3月まで

私の夫が、昭和35年9月ごろ、自宅を訪れた顔見知りのA町役場職員から国民年金の加入を勧められたので、その場で夫婦一緒に加入手続を行い、申立期間①のうち、36年4月から同年6月までの国民年金保険料は集金に訪れた当該職員に納付し、同年7月から37年3月までの保険料及び申立期間③の保険料を夫が同町役場に現金を持参し、夫婦二人分を一緒に納付していたと記憶している。

また、申立期間②については、夫が同町役場で夫婦二人分の国民年金保険料免除申請手続を行ったはずなのに、その夫の保険料は申請免除と記録されているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人夫婦と一緒に国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたとする申立人の夫は、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①のうち、昭和36年4月から同年6月までの夫婦二人分の保険料を集金していたとするA町職員を記憶している上、同町では国民年金制度施行当初から役場職員による国民年金保険料の集金を実施していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和36年4月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立期間①について、申立人の夫の「夫婦二人分の国民年金加入手続及び保険料納付をしていた。」とする供

述内容には^{しんぴょうせい}信憑性が認められる。

さらに、申立期間①は12か月と短期間である上、申立期間①直後の昭和37年4月から49年12月までの保険料納付状況は、A町が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人夫婦が、ほとんど納期限内の同一日に納付していることが確認できることから、申立期間①当時、申立人夫婦の国民年金保険料に対する納付意識が高かったものと考えられる。

- 2 申立期間②について、申立人の夫は「A町役場で夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行った。」と供述しており、その夫の当該期間に係る保険料は申請免除期間と記録されているものの、申立人については、i) 戸籍の附票などにより、申立期間②の始期の前年の昭和54年4月2日にA町を転出し、その後、60年3月まではB市に在住していたことが確認できること、ii) 社会保険事務所が保管する特殊台帳(マイクロフィルム)により、申立人のA町からB市への国民年金に係る住所変更手続は、56年2月23日付けで職権により整理されていることが確認できること、iii) B市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿は、社会保険事務所からの通知に基づき同年2月24日に作成されたことが確認できることから、申立人は、申立期間②当時において、既に転出していたA町、及び職権処理されるまで国民年金の住所変更手続を行っていなかったB市のいずれにおいても、当該期間の免除申請手続を行うことができなかったものと考えられ、申立人の夫の供述内容と一致しない。

また、当該期間に対して、申立人の夫が、申立人に係る国民年金保険料の免除申請手続を行ったことをうかがわせる関連資料(免除承認通知書等)は無い上、ほかに申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人の夫は、「国民年金に任意加入し65歳最後の保険料を納付した際に、A町役場の職員から、『未納となっている自分自身の当該期間の保険料については、既に時効期間を経過しているために納付することはできない。』と言われたので、その職員に、未納保険料の督促も無かったことなどを抗議した。」と述べていることから、その時点で、申立人の夫に係る申立期間③の保険料は未納であったことが確認できる上、その夫に係る当該期間の保険料納付状況については、社会保険庁のオンライン記録により、未納であった昭和63年11月から平成元年3月までの保険料並びに2年2月及び同年3月の保険料を同年7月17日にまとめて過年度納付していることが確認できることから、「夫婦の保険料は数か月ごとに現年度納付していた。」とするその夫の供述内容と一致していない。

また、その時点において未納であった、申立人の申立期間③の保険料についても、時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間③の国民年金保険料を、申立人の夫が納付したことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の夫が、申立期間③の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私がA町役場のB支所で夫婦二人分を納付したはずであるが、夫の保険料のみが納付済みとされており、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から国民年金に加入し、60歳に到達するまでの国民年金被保険者期間のうち、申立期間を除き、国民年金保険料の納付及び保険料の免除申請手続を適切に行っており、申立人の国民年金に関する意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、自身とその夫の分も併せてA町役場B支所で納付したこと及び保険料は3か月ごとに納付したことを明確に記憶しており、申立期間当時の保険料収納状況と一致している上、社会保険庁のオンライン記録から、その夫の申立期間の保険料は納付済みであることが確認できる。

さらに、申立人は、家業のC業の前年の収支状況と翌年の経営状況を経済的に勘案して免除手続をしていたと供述しており、A町の昭和42年度から52年度までの期間のC業生産額等と申立人の年金記録を比較すると、申立人の供述を裏付けるものとみることができる。

加えて、申立期間は12か月と短期間であり、申立期間当時、申立人の住所に変更は無く、その生活状況にも大きな変化がみられないことから、申立人が当該期間の保険料を夫の分と併せて納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から同年10月まで

私の国民年金保険料は、A業を営んでいた私の父親が昭和36年4月から申立期間まで納付してくれていた。私が39年3月に結婚した後、42年3月ごろに父親から初めて国民年金手帳を手渡されたが、39年11月から42年3月までは滞納期間となっていたことから、その後、自宅近くの社会保険事務所に相談に行ったところ、公務員の妻は任意加入であることを知り、「国民年金をやめる」旨を告げ、何かに押印して帰ってきた記憶がある。65歳になって社会保険事務所で年金受給に係る説明を受けた際に、私の国民年金は39年3月16日に資格喪失とされ、前納した保険料のうち39年3月から同年10月までの8か月間の保険料が還付されたことになっていることを初めて知った。私は、納付済みの保険料の還付申請を行ったことや還付請求書を受け取った記憶は無いので、申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が昭和39年3月*日に共済組合員の夫と結婚してから、任意加入への国民年金被保険者種別変更手続を行っていなかったため、42年3月以降に社会保険事務所に相談に行った際、結婚した時点までさかのぼって資格喪失及び納付済みの国民年金保険料の還付処理をされたものとみられる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、昭和39年3月16日付けの国民年金被保険者資格の喪失に伴う保険料の還付決定が43年10月9日に行われた上、同年11月12日に還付通知が行われたことが確認できる。

しかしながら、還付と記録されている期間(昭和39年3月から同年10月まで)の保険料は昭和38年10月に前納されているものであり、旧国民年金法附則第6条の2の規定により任意加入の申出をしたものとみなされる。このことから、

39年3月の時点までさかのぼって資格喪失処理をされた上、当該期間の納付済保険料を還付されるべき理由は無く、誤った資格喪失処理により保険料相当額の還付処理が行われたものと認められ、当該期間については、国民年金被保険者期間として保険料納付済期間とするのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月1日から7年7月31日まで
② 平成7年7月31日から同年12月ごろまで

申立期間①は、A社に勤務し、月額26万円以上の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が9万2,000円となっているので、訂正してほしい。

また、申立期間②は、当該事業所に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間①の標準報酬月額は26万円と記録されていることが確認できるところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年7月31日の約1か月後の同年9月8日付けで、6年6月1日から7年7月31日までの標準報酬月額が、さかのぼって9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、申立人は当該事業所の役員ではないことが確認できる上、雇用保険の加入記録においても、申立人は申立期間①に雇用保険の被保険者であることが確認でき、申立人は「当該事業所の設立の際に出資したが、私は社員として主にB業務を担当し、社会保険事務には関わっておらず、社会保険事務所と対応したことも無い。」と供述している。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において厚生年金保険

料等の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から26万円に訂正することが必要であると認められる。

2 一方、申立期間②について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間②においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所は平成7年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は平成7年7月31日に当該事業所の厚生年金保険の被保険者資格を喪失後に、健康保険被保険者証を同年9月8日に返納していることが確認できる。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時点の厚生年金保険被保険者は、代表取締役と申立人の二人のみであるところ、当該代表取締役の所在が不明である上、申立期間②当時の別の代表取締役を含む役員も所在不明であることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日に係る記録及び同社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年8月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月26日から同年9月1日まで

昭和29年8月25日付けでA社本店から同社B支店に転勤となったが、厚生年金保険被保険者記録では、同社本店で同年8月26日に資格喪失し、同社B支店で同年9月1日に資格取得となっている。

人事異動があっただけであり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事発令通知の写し及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和29年8月25日にA社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和29年9月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年6月1日から同年8月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を27年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月1日から同年8月1日まで
② 昭和54年5月25日から同年7月1日まで

昭和23年8月1日から54年5月5日までA社に勤務しており、厚生年金保険の被保険者期間が途切れることなく勤めていた。

また、A社を退職後の昭和54年5月25日から59年6月26日まではC社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された「能率評定並びに在籍年数調査表」、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和27年6月1日にA社D工場から同社B工場に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和27年8月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、申立期間①については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、C社から提出された辞令の写し、E厚生年金基金の加入記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に入社したのは昭和54年7月2日であることが確認できる。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について、事業主に照会したが、「申立人が勤務していた当時の工場長は死亡している上、30年前のことで資料が保存されていない。」と供述しており、申立ての事実を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人が勤務していた期間は定かでないが、申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているものの、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

加えて、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1541

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月31日から同年11月1日まで

昭和45年3月11日にA社に入社し、52年9月20日まで継続して同社に勤務していた。この間、49年6月21日から50年10月31日まで同社B営業所に勤務し、同年11月1日から同社C営業所に転勤となったが、この時に、厚生年金保険の加入期間に1か月間の空白が生じていた。

給与明細書があり、厚生年金保険料が控除されている記載があるので、申立期間について、被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が発行した在籍証明書及び申立人が保管する給与明細書により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和50年11月1日にA社B営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する昭和50年10月分及び同年11月分の給与明細書から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を

資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1542

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、B本店）における資格取得日に係る記録を昭和37年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月15日から同年12月1日まで
昭和36年4月1日にA社に入社し、平成10年9月30日まで継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。
申立期間は、同社のC支店からB支店に転勤した時期であり、同一会社内での異動であったので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、D国民健康保険組合の被保険者記録、A社から提出された申立人に係る異動の履歴が確認できる「社員人事台帳（退職者）」の写しにより、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年11月16日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 1543

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和18年11月1日、資格喪失日に係る記録を20年9月15日とし、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年11月1日から20年9月まで

申立期間はA社C出張所にD職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

A社にはE社C工場から父親の上司の紹介により転職し、同社F工場で3か月間の技術研修を修了した後、同社C出張所が解散する昭和20年9月まで勤務していた。なお、同社の本社はG市H区B地区にあった。

自分より早く当該事業所に勤務していた姉が保管する当時の給与明細書では厚生年金保険料が控除されていることから、自分も同保険料を給与から控除されていたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

i) 申立人のE社C工場からA社C出張所に転職した経緯に係る供述が具体的であること、ii) 当該事業所における当時の給与明細書を保管する申立人の姉が、「自分は昭和18年3月にA社C出張所に入社したが、弟の入社は自分より後で、E社を退社してすぐ入社してきたと記憶している。」と供述していること、iii) 申立人が「A社C出張所に入社後、同社F工場で技術研修を受けた。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、A社B工場において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者が、同社の工場に新規採用者が集合して技術研修が行われていたことを裏付ける供述を

行っていること、iv) 申立人が保管する当該事業所製の機器とともに撮影された写真が、当時裏書きされたものと認められる申立人の年齢の記載等により、昭和18年末から19年2月ごろまでの間に撮影されたものと推定されること、v) I空港の沿革に係る資料により、当時のC市内の主要なJ施設であったI飛行場が接収されたのが20年9月であったことが確認できることから、同市内のK工場等の接収もその前後であったと考えられる上、社会保険事務所の記録によると、申立人及び前述の被保険者であった者のうち複数の者がA社の本社であったと供述する同社B工場も、同年9月15日に同保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認でき、これらはいずれも、申立人の供述する当該事業所の解散時期と合致することから判断すると、申立人は、申立期間においてA社C出張所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、上記iiiのとおり供述しており、A社B工場において厚生年金保険制度開始当初から同保険の被保険者であったことが確認できる者は、「自分は、A社に入社してから1年間、同社B工場で実習生として必要な技術を学び、その後に同社L工場に配属された。」と供述しており、当該事業所ではこの当時、主要な業務に従事していた者について技術研修を行っていたものと考えられる。

さらに、申立人の姉が保管する当該事業所の昭和20年7月分の給与明細書によれば、同人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるところ、同人は、「自分はM業務及びN関係の業務に従事していた。」と供述しており、この一方で、申立人は、当該事業所の主要な業務であるD業務に従事していたと考えられることを踏まえると、当時、当該事業所では、補助的な業務に従事する者について同保険料を給与から控除しながら、主要な業務に従事していたと考えられる申立人について同保険料を給与から控除しなかったとは考え難い。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社C出張所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いが、社会保険事務所の記録により、同社B工場で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者7人に照会したところ、回答があった5人のうち二人は、いずれも、「A社の本社は、同社B工場であった。」と供述している上、当該5人のうち3人は、自身が同社B工場以外の出張所又は工場に勤務したと記憶する期間において、いずれも同社B工場で継続して同保険の被保険者であったことが確認できることを踏まえると、当時、同社では、同社の出張所又は工場に勤務する者について、同社B工場で同保険の被保険者とする取扱いがあったと考えるのが妥当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和18年11月1日から20年9月15日まで厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当時の給与支給額に係る記憶及び申立人とほぼ同年齢の同僚のA社B工場に係る昭和18年11月から20年8月までの社会保険事務所の記録から判断すると、50円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険事務所の記録によると、A社B工場は昭和20年9月15日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在が不明であるため確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和18年11月から20年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年11月1日、資格喪失日に係る記録を41年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが妥当である。

なお、両事業主が申立人に係る申立期間③及び⑤の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から39年2月1日まで
② 昭和39年4月29日から同年5月まで
③ 昭和40年11月から41年8月1日まで
④ 昭和41年8月1日から同年12月1日まで
⑤ 昭和42年1月30日から同年8月31日まで
⑥ 昭和43年7月19日から同年10月まで

申立期間①は、D社に勤務した期間であるが、入社した当初の加入記録が無い。

申立期間②は、申立期間①と同じくD社に勤務した期間であるが、退職直前の期間の加入記録が無い。

申立期間③は、A社B支店E営業所に勤務した期間であるが、入社当初の加入記録が無い。

申立期間④は、C社に勤務した期間であるが、入社当初の加入記録が無い。

申立期間⑤は、申立期間④と同じくC社に勤務した期間であるが、退職直前の期間の加入記録が無い。

申立期間⑥は、F社に勤務した期間であるが、退職直前の期間の加入記録が無い。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録、申立人のA社B支店E営業所に勤務するに至った経緯に関する具体的な供述内容及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間③に当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じく当該事業所に臨時雇用員として採用され、社会保険事務所に保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において申立人と整理番号が連番となっている同僚は、「私は、前職を退職したと同時にE営業所に入社し、同社では、採用となると同時に厚生年金保険に加入した。」と供述しており、この供述は、社会保険事務所の記録とも一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和41年3月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出及び被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間⑤について、申立人は、昭和41年7月1日から42年8月30日までC社において、G社H事業所のI業務に従事し、その間厚生年金保険に加入していたとしているが、社会保険事務所の記録では、41年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、42年1月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録は昭和41年12月1日から42年8月30日までとなっており、申立人が主張する42年8月30日まで勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録及び雇用保険の被保険者記録から、申立期間⑤及びその前後の期間において厚生年金保険の被保険者として記録が確認

できる同僚5人のうち、雇用保険の被保険者としての記録が確認できる同僚3人は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格の喪失時期と雇用保険の被保険者資格の喪失時期がほぼ一致することが確認できる。

さらに、申立人が当該事業所の元請の社員として名前を挙げたG社H事業所の社員からは、「申立人が申立期間⑤において、C社の従業員としてG社H事業所内でI業務に従事し、昭和42年1月30日の前後に申立人の業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」との供述があった。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和41年12月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和59年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は、関係資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①及び②について、社会保険事務所の記録によると、D社は、昭和46年1月7日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主及び事務担当者は、いずれも既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、供述を得ることができない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚二人は、いずれも「申立人の名前は記憶にあるが、入社時期及び退職時期については記憶に無い。」と供述しており、申立人の勤務実態について確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和38年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、同年7月から同年12月1日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所に該当していない。

加えて、申立期間①について、社会保険事務所の記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年12月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚が6人確認できるが、これら同僚の申立期間①における厚生年金保険の被保険者資格の取得状況

をみると、二人は厚生年金保険の被保険者資格が確認できない上、残り4人は申立事業所とは異なる別の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

その上、申立期間②について、社会保険事務所の記録から、申立期間②及びその前後の期間で当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚7人について、本人が記憶している退職時期と厚生年金保険の被保険者資格の喪失時期の関係をみると、退職時期を覚えていないとする3人を除いた残り4人は、いずれも自身が記憶する当該事業所の退職時期と厚生年金保険の被保険者資格の喪失時期が一致している。

なお、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 申立期間④について、社会保険事務所の記録によると、C社は、昭和59年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、当時の事業主は、「資料が無く、申立人の厚生年金保険の適用については不明である。」と供述している上、当該事業所の事務担当者は、「当時のことは一切記憶に無い。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況等を確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録及び雇用保険の被保険者記録によると、申立人の申立期間④に係る当該事業所の厚生年金保険の被保険者資格取得日と雇用保険の被保険者資格取得日は、いずれも昭和41年12月1日となっており一致する。

加えて、申立人が当該事業所で一緒に勤務したとして名前を挙げた唯一の同僚は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない上、この同僚は、既に死亡していることから、申立人の勤務実態について確認できない。

その上、申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 申立期間⑥について、社会保険事務所の記録及び雇用保険の被保険者記録によると、申立人のF社における厚生年金保険の被保険者資格取得日及び雇用保険の被保険者資格取得日は、いずれも昭和42年11月1日となっており、また、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は43年7月19日、雇用保険の離職日は同年7月18日となっており、申立人の当該事業所における厚生年金保険と雇用保険の記録は、一致する。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間⑥のうち、昭和43年9月1日から同年10月までの期間については、申立事業所とは異なる別の事業所において、雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、事業主は、「当時の関係資料を保存していないため、申立人の勤務実態について分からない。」と回答している上、当時の当該事業所の事務担当者は特定できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、社会保険事務所の記録及び雇用保険の被保険者記録から、申立期間⑥及びその前後の期間で当該事業所において、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録が確認できる同僚6人について厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格の喪失時期をみると、いずれも厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格の喪失時期は、ほぼ一致していることが確認できる。

その上、申立人は、申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、A社における昭和43年7月22日から44年1月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を43年7月22日、資格喪失日に係る記録を44年1月26日とし、当該期間に係る標準報酬月額を3万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間①のうち、当該事業所における昭和44年6月10日から45年2月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を44年6月10日、資格喪失日に係る記録を45年2月26日とし、当該期間に係る標準報酬月額を3万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から45年5月まで
② 昭和52年5月1日から53年7月1日まで
③ 昭和57年ごろから60年ごろまで

申立期間①は、A社に採用され、B業務に従事した。

申立期間②は、C社に採用され、D業務に従事した。

申立期間③は、E社に採用され、F業務に従事した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、すべての申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答があった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は申立期間①のうち、昭和43年7月22日から44年1月25日までの期間及び同年6月10日から45年2月25日までの期間において、A社で勤務して

いたことが認められる。

また、事業主は、「当社では、社員は全員、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。当時は日雇健康保険への加入が一般的であった時代であったが、保険料が高いと不満を言う社員に対し、将来の年金は大切であると説得して厚生年金保険に加入させていた。」と供述している上、社会保険事務所の記録から申立期間①当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚からも、同内容の供述があった。

さらに、申立人及び同僚が供述した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられ、これは先述の事業主及び同僚の供述とも符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 43 年 7 月 22 日から 44 年 1 月 25 日までの期間及び同年 6 月 10 日から 45 年 2 月 25 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所において同じ業務に従事していた年齢の近い同僚に係る社会保険事務所の記録から判断すると、3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間①の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上に、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、当該期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定、その後の被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 44 年 6 月から 45 年 1 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 43 年 6 月から同年 7 月 21 日までの期間、44 年 1 月 26 日から同年 6 月 9 日までの期間及び 45 年 2 月 26 日から同年 5 月までの期間について、申立人は雇用保険の被保険者としての記録が確認できない。

また、社会保険事務所の記録から昭和 43 年度に当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚 10 人のうち、雇用保険の被保険者記録が確認できる同僚 3 人は、同年度の冬期間について、雇用保

険の被保険者としての記録が確認できない上、このうち一人からは、「昭和43年度の冬期間に、当該事業所の指示により従業員4人から5人で職業安定所に行った記憶がある。」との供述があった。

さらに、申立人は、当該事業所に入社した時期及び退職した時期について、具体的な記憶を有していない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和43年6月から同年7月21日までの期間、44年1月26日から同年6月9日までの期間及び45年2月26日から同年5月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、昭和52年5月1日から同年12月26日までの期間及び53年2月1日から同年6月30日までの期間について、C社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、平成10年1月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は、「資料は残っていないが、申立人は当社でG作業員（日雇いのD業務担当）として勤務していた。当時は、事務所内で勤務する社員及びH職のみを厚生年金保険に加入させており、G作業員は、厚生年金保険には加入させておらず、日雇健康保険に加入させていた。このため、申立人は当社では厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除していなかった。」と供述している。

また、申立人が、当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた唯一の同僚からは、「私は、当該事業所で申立人と一緒に勤務していた。私も申立人もG作業員として勤務していたが、当該事業所ではG作業員は厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」との供述があった。

さらに、申立期間②当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者として記録が確認できる同僚8人のうち3人と連絡が取れたが、これら同僚は、いずれも事務又はH職であったとし、申立人と同職種のG作業員は確認できない上、このうち二人からは、「当時、当該事業所では、G作業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」との供述があり、これらは先の事業主の供述と符合する。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録及びE社の社員名簿の写しから判断すると、申立人が昭和57年5月10日から59年11月30日までの期間について、当該事業所で勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、平成3年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる上、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、現在の事業主からは、「当社は、平成3年3月1日に、申立期間③当時の代表取締役から経営譲渡された。私が前事業主から経営を引き継いだ時点では、当社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、経営を引き継ぎ、体制を整えていく中で同年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となった。前事業主からは、申立期間③当時は、従業員はI国民健康保険組合に加入しており、厚生年金保険には加入しておらず、その保険料も控除していなかったと聞いている。」との回答があった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成3年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚11人が確認できるが、このうち3人は、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない上、残り8人は、いずれも当該事業所とは異なる別の事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している。

加えて、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について供述を得ることができない上、社会保険事務所の記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成3年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚5人に照会したところ、いずれも「申立期間③当時は、当該事業所とは異なる別の事業所に勤務していた。」と回答しており、これは先の社会保険事務所の記録とも符合する。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 なお、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間、同年4月から同年9月までの期間、51年4月から53年3月までの期間、同年4月から54年3月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和50年4月から同年9月まで
③ 昭和51年4月から53年3月まで
④ 昭和53年4月から54年3月まで
⑤ 昭和56年4月から57年3月まで

私は、A町で、昭和35年ごろから50年ごろまでB業を経営し、48年ごろから平成2年ごろまでC業（所在地：D市）を経営しており、事業はいずれも順調であったが、二人の子供がE市の私立大学に在籍していたため、学費や仕送りなどで生活が大変であったところ、53年ごろA町役場で申立期間④の保険料（昭和53年度）を納付した時に、同町役場の担当者から保険料の免除制度について初めて知らされた。その翌年度から、二人の子供が大学生として重なった2年間（54年度及び55年度）だけは保険料の免除申請を行ったが、それ以外の期間はすべて夫婦二人分を一緒に納付していたはずである。

申立期間①及び③について未納期間とされ、申立期間②、④及び⑤について申請免除期間とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の保険料を数か月ごとに夫婦一緒に納付していた。」と供述しているが、社会保険庁のオンライン記録により、申立人について、申立期間⑤の直後で当初未納であった昭和57年4月から58年3月までの保険料を58年12月に過年度納付し、58年4月から59年3月までの保険料を60年

1月に過年度納付していることが確認でき、申立人の供述内容とは一致しない。

また、申立人は、「昭和53年ごろにA町役場で申立期間④（昭和53年度）の国民年金保険料を納付した時に、同町役場の担当者から保険料の免除制度について初めて知らされ、その翌年の昭和54年度及び55年度の2年間のみ保険料の免除申請を行った。」と供述しているが、社会保険事務所が保管する特殊台帳（マイクロフィルム）及びA町が保管する国民年金被保険者名簿により、i）申立人夫婦は共に、既に昭和50年度（申立期間②）及び53年度（申立期間④）の保険料について免除申請を行っていることが確認できること、ii）申立人は、申立期間④の直後の昭和54年4月から同年12月までの保険料を、保険料免除申請が承認された後の55年4月30日に現年度納付していること、iii）申立期間④の初月である53年4月から申立期間⑤の終月である57年3月までの期間は、連続して保険料申請免除期間であったことが認められることなど、申立人の供述内容には不自然な点が複数存在している。

さらに、申立人は、先に申し立てている昭和36年4月から37年3月までの期間及び62年4月から63年3月までの期間に加え、本件申立ての理由について、「先に申し立てている期間以外に、本件申立期間が未納期間、又は申請免除期間であることを全く知らなかった。」と供述しているが、i）社会保険庁のオンライン記録及びA町が保管する国民年金被保険者名簿により、保険料申請免除期間であった昭和50年度の保険料のうち免除申請が承認された日の属する月前に既に10年間を経過していたために追納できない申立期間②の保険料を除き、申立人は50年10月から51年3月までの保険料を60年10月18日に追納していることが確認できることから、その時点で、申立人は、当該期間及び申立期間②については免除期間であることを認識していたものと推認できること、ii）その時点で、申立人は、一緒に追納することが可能であった申立期間④の初月である53年4月から申立期間⑤の終月である57年3月まで（54年4月から同年12月までの納付済期間を除く。）の期間についても免除期間であることを認識していた可能性を否定できないことから、申立人の供述内容は不自然である。

加えて、申立期間の合計は57か月と長期間である上、申立人が、すべての申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間、同年4月から51年3月までの期間、同年4月から53年3月までの期間、同年4月から54年3月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで
③ 昭和51年4月から53年3月まで
④ 昭和53年4月から54年3月まで
⑤ 昭和55年1月から同年3月まで
⑥ 昭和56年4月から57年3月まで

私の夫が、A町で、昭和35年ごろから50年ごろまでB業を経営し、48年ごろから平成2年ごろまでC業（所在地：D市）を経営しており、事業はいずれも順調であったが、二人の子供がE市の私立大学に在籍していたため、学費や仕送りなどで生活が大変であったところ、夫が53年ごろA町役場で申立期間④の保険料（昭和53年度）を納付した時に、同町役場の担当者から保険料の免除制度について初めて知らされた夫が、その翌年度から、二人の子供が大学生として重なった2年間（申立期間⑤を含む54年度及び55年度）だけは保険料の免除申請を行ったが、それ以外の申立期間①から④まで及び申立期間⑥はすべて、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたはずである。

また、申立期間⑤については、夫が同町役場で夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行ったが、夫の保険料は免除されているにもかかわらず、自分の保険料だけが免除とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、「申立

期間①から④まで及び申立期間⑥の保険料を数か月ごとに夫婦一緒に納付していた。」と供述しているが、申立人の夫は、申立人の申立期間⑥の直後で当初未納であった、自身の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの保険料を 58 年 12 月に過年度納付している上、58 年 4 月から 59 年 3 月までの保険料も 60 年 1 月に過年度納付していることが確認できることから、申立人の夫の供述内容には矛盾する点が見受けられる。

また、申立人の夫は、「昭和 53 年ごろに A 町役場で、妻の申立期間④（昭和 53 年度）の国民年金保険料を納付した時に、同町役場の担当者から保険料の免除制度について初めて知らされ、その翌年に、妻の申立期間⑤を含む昭和 54 年度及び 55 年度の 2 年間のみ保険料の免除申請を行った。」と供述しているが、その夫は、申立人の申立期間④の直後の昭和 54 年 4 月から同年 12 月までの保険料を、保険料免除申請が承認された後の 55 年 4 月 30 日に現年度納付していることが確認できることから、申立人夫婦の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の供述内容には不自然さがみられる。

さらに、申立期間は、申立期間⑤を除き合計 63 か月と長期間である上、申立期間①から④まで及び申立期間⑥について、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間⑤について、申立人の夫は「A 町役場で夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行った。」と供述しているところ、申立人の夫の当該期間の国民年金保険料は申請免除期間となっているものの、申立人については、i) 申立人の戸籍の附票などから、申立期間⑤の前年の昭和 54 年 4 月から 60 年 3 月まで D 市に在住していたこと、ii) 社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人の A 町から D 市への国民年金の住所変更手続は 56 年 2 月 23 日に職権により整理されたこと、iii) D 市が保管する国民年金被保険者名簿により、社会保険事務所からの通知により同年 2 月 24 日に申立人の被保険者名簿が作成されたことが確認できることから、申立人は、申立期間⑤当時、既に転出していた A 町、及び国民年金の住所変更手続を行っていなかった D 市のいずれにおいても、申立期間⑤に係る国民年金保険料の免除申請手続を行っていたとは考え難いことから、申立人の夫の主張とは一致しない。

また、申立期間⑤について、申立人の夫が、申立人の国民年金保険料の免除申請をしたことを示す関連資料（免除承認通知書）は無く、ほかに保険料が免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④まで及び申立期間⑥の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとともに、申立期間⑤の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から60年9月まで

私は、婚姻を契機に退職し厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際に、親に勧められて厚生年金保険を一時金として受領したが、婚姻後、20歳になったら何か年金に加入しなければならないと聞いていた。その後、20歳に^{さかのぼ}って国民年金の納付書が送付されてきたので、分割して納付したことを記憶している。それ以降は毎年納付書が送付されてきたので、申立期間のうち、昭和49年10月ごろから55年8月までは夫婦二人分の保険料を納付し、夫が就職し厚生年金保険の加入者になった55年9月から60年9月までは、私の保険料だけを、毎年送付されてきた納付書により納付した。その納付方法については、52年ごろから57年ごろまでは、週に3回ぐらい自宅(夫の両親と同居しA業に従事。)に来ていたB信用金庫本店の職員に納付していたものと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、分割して^{そきゅう}遡及納付したとする昭和48年3月から49年9月までの国民年金保険料について、申立人は「納付した金額の合計額は7万円から8万円ぐらいであった。」と供述しているが、当該期間に係る保険料の総額は1万3,600円であり、申立人が納付したとする金額とは大きく相違している上、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、申立人が所持する年金手帳、及び当該記号番号の前後の記号番号に係る被保険者の加入状況から62年11月ごろであると確認でき、申立期間直後の60年10月からの国

国民年金保険料は62年12月から過年度納付されていることが確認できることから、申立人の供述内容は不自然である。

また、申立人が20歳に到達した昭和48年*月（申立期間始期）において、申立人は厚生年金保険の被保険者であったことから、国民年金の被保険者になることはできない上、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を行った記憶が無いと供述していることから、62年11月ごろまで国民年金に未加入であった申立人に対して申立期間の国民年金保険料の納付書が送付されることは有り得ず、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間はすべて時効により保険料を納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間は151か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成 3 年 3 月まで

私は、申立期間当時はA業を営んでおり、申立期間の国民年金保険料は、納付書に現金を添えて毎月あるいは数か月分をまとめて、B市役所の窓口で納付していたものと記憶している。申立期間を含め保険料の領収書等の書類は、平成 15 年にA業を廃業した後にすべて処分してしまい残っていないが、申立期間に係る国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことについて、「当時は自分一人で何でもやっていたので、どのように保険料を納付していたのか記憶がはっきりしない。」と供述するなど、当初の申立内容とは異なり、当該期間の保険料納付方法の記憶が定かではない。

また、申立期間当時生業としていたA業に係る営業許可の更新手続を、昭和 63 年度以降は行っていないことが確認できることから、申立期間当時には、既に大口の受注は見込まれなかったものと推認でき、申立人が、申立期間の保険料を納付する資力を有していたか否かも定かではないほか、申立人の長女は、申立期間の初期において大学に通学しており、申立人は当時の経済状況について「家計に余裕があったという記憶は無い。」と供述している。

さらに、申立期間当時、B市では「保険料の納期限から2か月以上経過した時点で未納となっている被保険者を対象として督促状を送付していた。」と回答していることから、申立人に、申立期間に係る保険料の督促状が送付されていたことについての記憶の有無を確認したところ、数回にわたり送付されていたことを認めるような供述があったものの、その後、当該期間の保険料を納付

したことに^{あいまい}関する記憶は曖昧である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から45年3月までの期間及び46年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から45年3月まで
② 昭和46年4月から48年3月まで

個人商店に勤めていた時、多くの公職に就いていたその店の主人から20歳になったら国民年金に加入しなければならないと言われたので、私は国民年金に加入した。

国民年金保険料については、当該商店に勤めていた時は集金人に保険料を納付し、結婚して住所が変わり、入籍するまでの半年間ぐらいは実家の母親が保険料を立て替えて納付してくれていた。

年金記録を確認したところ、申立期間①は申請免除期間、また、申立期間②は未納期間と記録されているが、私は国民年金に加入してから国民年金保険料を納付しなかったことは無いと記憶しているので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、口頭意見陳述において、個人商店に勤務していた申立期間①及び②のうちの昭和46年4月から47年5月までの期間については、当該商店において集金人に国民年金保険料を納付していた（自分が不在の時は、店主の息子がレジからお金を出し保険料を立て替えて納付し、給料日に給料から精算していたとしている。）とし、同年6月から同年8月までの期間については、個人商店を退職した後に手伝っていた個人商店の店子^{たなこ}が経営するA店において集金人に保険料を納付していたと供述しているが、i)いずれの期間においても、申立人は、保険料を納付する際、集金人に国民年金手帳を提出したことは無く、

かつ、保険料を納付したことを証明する領収証書等を受け取ったことも無いと供述していること、ii) いずれの期間においても、申立人は、国民年金の加入及び国民年金保険料を納付していたことをうかがうことができる具体的な記憶は無いと供述していることから、申立人が当該期間において国民年金保険料を納付したことを推認することができなかった。

また、申立期間②のうち、申立人が結婚してB町に住んでいた昭和47年9月から48年3月までの期間については、C市に住んでいた申立人の母親が申立人に代わって集金人に保険料を納付していたとしているが、申立人は直接関与していないことから、納付状況の詳細は不明である上、申立人はB町への転居の際に国民年金手帳を持参し、その母親には引き継いでいないとしている。

さらに、個人商店の店主の息子の妻は、申立人が当該商店に勤務していた期間は申立人と一緒に保険料を納付したと供述しているが、社会保険事務所が保管する特殊台帳（マイクロフィルム）により、店主の息子及びその妻は、昭和41年度から58年度まで保険料を前納していることが確認でき、申立期間当時は1年分をまとめて納付していることが確認できることから、保険料を定期的に集金人に納付する必要は無く、不合理であり、店主の息子の妻の供述をもって、申立期間の保険料が納付されていたとみることはできない。

加えて、申立人が、申立人の国民年金の加入及び保険料の納付に関与したとする個人商店の当時の店主、その息子、及び申立人の母親はいずれも既に死亡しており、店主の息子の妻の供述のほかは、申立期間における申立人の国民年金保険料の納付状況について証言を得ることができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 9 日から 49 年 9 月 1 日まで

昭和 48 年 4 月に臨時職員としてA県B局C部D課に勤務し、その後E部に異動になり 50 年 8 月まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

途切れることなく継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容、申立人が保管する同僚と写っている写真、複数の同僚及び給与事務担当職員の供述から判断すると、異動時期は特定できないものの、申立人が申立期間中にA県B局のD課及びE部においてF業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所では、「当時の臨時職員取扱要綱により、臨時職員は、1 か月雇用と 5 か月雇用があり、5 か月雇用の場合は社会保険に加入させていたが、契約更新は一度しかできず、臨時職員の任用期間は、いかなる場合においても 10 か月を超えることがないように、適正な人事管理を行うと明記されている。5 か月雇用を更新した場合には、厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続は行わない取扱いであった。」と供述している上、当時の臨時職員に係る資料は保存されておらず、申立人が申立期間に継続して社会保険の適用となる臨時職員として勤務していたことを確認できる関連資料等を得ることができない。

また、申立人は昭和 48 年 4 月から 50 年 8 月まで当該事業所に変わりなく継続して勤務していたとすると、複数の同僚は「当時、当該事業所には、関連団体等に雇用されている臨時職員も勤務しており、社会保険が適用されない

者もいた。」と供述している上、社会保険事務所の記録によると、申立人は申立期間直後の49年9月1日から50年1月1日までは当該事業所とは別のG事業所A支部、その後の同年1月4日から同年8月20日までは当該事業所においてそれぞれ厚生年金保険の加入記録が確認できることから、当該事業所の勤務期間中に雇用の形態に変更があったことがうかがわれる。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は当該事業所において昭和48年9月8日に離職していることが確認でき、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日（離職の翌日）の記録と一致する上、申立期間後のG事業所A支部及び当該事業所における雇用保険被保険者記録は、いずれも申立人の厚生年金保険の加入記録と符合し、申立期間の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

なお、申立期間直後に申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できるG事業所A支部に申立人の申立期間における雇用状況等について照会したが、当時の臨時職員に係る資料は保存されていないとしており、関連資料等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 10 日から同年 11 月 10 日まで
② 昭和 32 年 4 月 10 日から同年 11 月 10 日まで
③ 昭和 33 年 4 月 10 日から同年 11 月 10 日まで
④ 昭和 34 年 5 月から同年 6 月 1 日まで

昭和 31 年から 33 年までは、毎年 4 月 10 日から 11 月 10 日まで及び 34 年は同年 5 月から同年 10 月まで A 省 B 局 C 事業所の D 作業所に期間雇用の作業員として勤務したが、すべての申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

間違いなく勤務していたので、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間中に A 省 B 局 C 事業所に期間雇用員として勤務していたものと推認できる。

しかしながら、当該事業所は、当時の資料が保存されていないとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

また、当時の当該事業所の作業所に勤務していたとする同僚 12 人のうち 7 人は「勤務した当初は厚生年金保険には加入できなかったが、途中から厚生年金保険に加入するようになった。」と供述している上、申立人と同じ D 作業所に勤務していたとする 5 人は、いずれも申立人と同様に昭和 34 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が名前を挙げた同僚 7 人の

うち3人は、申立期間③の昭和33年中に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、当該3人の同僚のうち女性1人は申立人とは別のE作業所で従事していたとしており、残りの男性2人はE及びD作業所の両方で従事していた旨供述している。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料の控除について具体的な記憶が無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1548

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月6日から同年3月26日まで
昭和38年3月から1か月間程度、A社（現在は、B社）に正社員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間中に当該事業所に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、当該事業所が保管する前述の確認通知書には、申立人の氏名及び昭和38年3月6日の入社日が二重線で抹消されていることが確認できる。当該事業所では、「申立人は入社後1か月以内に退社したので、厚生年金保険の被保険者資格の取得届出を取り止め、厚生年金保険料も控除していなかったと考えられる。」と供述している上、当時の事業主及び役員はいずれも療養中若しくは死亡していることから、このほかに申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は当該事業所における同僚についての記憶が無く、社会保険事務所の記録から、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる3人に照会したところ、このうち2人は申立人について記憶しておらず、残りの1人は「申立人と一緒に勤務したが、入社後しばらくは臨時社員扱いであり、申立人は非常に短期間の勤務であったので、厚生年金保険には加入していないと思う。」と供述している上、当該同僚は、社会保険事務所の記録によると、入社2か月程度後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認

できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1549

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年6月20日から同年11月1日まで
② 昭和29年10月1日から31年8月30日まで
③ 昭和32年5月1日から同年5月21日まで
④ 昭和33年2月27日から34年4月1日まで

昭和28年6月20日から31年8月30日までA社に継続して勤務し、また、32年5月1日から34年5月30日までB社に継続して勤務しており、両期間とも、途中退職はしていない。

しかし、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、各申立期間について被保険者の記録が無いとの回答を受けたが、各申立期間について勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、A社における複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和32年12月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本においても、当該事業所は平成8年1月31日に解散していることが確認できる上、申立期間①及び②当時の事業主は所在不明のため、申立期間①及び②について厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することはできない。

また、申立期間①については、社会保険事務所の記録により、当該事業所は昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間

①当時は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立人から名前の挙がった同僚2人、及び社会保険事務所の被保険者名簿により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚8人の合計10人に照会し、9人から回答が得られたが、複数の同僚が「申立人と一緒に勤務した。」と供述しているものの、申立人の当該事業所における勤務期間、厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できるような供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年11月1日と同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の記録も被保険者名簿と一致していること、及び申立期間②については、同名簿によると、申立人は、29年10月1日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、その記載に訂正等の不自然さは見られない上、30年7月ごろに書き換えられたと推認できる当該事業所の書換え後の被保険者名簿には、申立人の名前は記載されていない。

2 申立期間③及び④については、B社における複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和35年12月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③及び④当時の事業主は所在不明のため、申立期間③及び④における厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することはできない。

また、申立期間③については、社会保険事務所の記録により、当該事業所は昭和32年5月21日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間③当時は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の被保険者名簿により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚6人に照会し、4人から回答が得られたが、複数の同僚が「申立人と一緒に勤務した。」と供述しているものの、申立人の当該事業所における勤務期間、厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できるような供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿によると、申立人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年5月21日と同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の記録も被

保険者名簿と一致していること、及び申立期間④については、同名簿によると、申立人は、33年2月27日に資格喪失後、34年4月1日に当該事業所において被保険者資格を再取得し、同年5月30日に資格喪失したことが記録されているが、当該被保険者名簿の記載には訂正等の不自然さは見られない。

3 すべての申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1550

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月21日から5年6月2日まで

昭和58年12月から65歳到達前の平成5年*月までの期間において、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

夫（A社代表取締役）は、65歳まで厚生年金保険に加入していたので、私が65歳到達前の平成4年*月*日（当時63歳）に会社が同保険の資格喪失届を社会保険事務所に提出する理由がなく、社会保険事務所が他人の記録と間違っただけとしか考えられない。

申立期間は、間違いなく勤務しており、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について、事業主に照会したが、「確認できる資料は廃棄済みであることから、不明である。」と供述しており、申立ての事実を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所の記録により、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得が確認できる同僚20人のうち所在が特定できた9人に照会し、4人から回答が得られたところ、全員が「申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているものの、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

さらに、申立人は、65歳到達時まで当該事業所に勤務し、その間は厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、社会保険事務所の記録により、i)申立人は、平成4年2月21日に夫の被扶養者として認定されていること、ii)申立人の健康保険被保険者証が4年3月2日に返却されていること、iii)申立人は、60歳到達時から一部支給停止されて老齢厚生年金が支給されていたが、厚生年金保険被保険者資格喪失後は全額支給されていることから判断すると、申立人の申立内容は不自然である。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 1 月 1 日から 8 年 2 月 26 日まで
② 平成 8 年 2 月 26 日から同年 2 月 28 日まで

社会保険関係の届出書作成は社会保険労務士が行い、会社印の押印は経理担当者が行っていたが、書類には私が必ず目を通していたので、私が知らない届出書はあり得ない。

申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額は変更していないし、申立期間②については、厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成 8 年 2 月 26 日となっているが、資格喪失届は、同年 2 月 28 日に提出したので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間当時、A社の取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが同社の商業登記簿謄本及び社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が取締役を務めていたA社は、平成 8 年 2 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の同年 3 月 12 日付けで、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額（30 万円）が、7 年 1 月 1 日までさかのぼって 11 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する「平成 7 年度差押一覧表」によると、当該事業所は電話加入権を差し押さえられていることが認められることから、申立期間当時、社会保険料を滞納していたことが確認できる。

一方、申立人は、厚生年金保険の標準報酬月額減額訂正については承知していなかったと主張しているが、申立人は当該事業所の取締役として、i) 申立人自ら「私は専務取締役で経理事務の責任者であり、社会保険の関係届出書は必ず私が目を通して、法人印も自分が管理していた。」と供述していること、ii) 申立期間当時の事業主も「社会保険事務所に対する訂正処理の届出書類の作成は申立人が行った。」と供述していること、iii) 同僚は、申立人は、当該事業所の代表取締役専務であったと供述していること、iv) 社会保険事務所の記録によると、当該事業所において平成8年2月26日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失した者は5人確認できるが、標準報酬月額記録訂正は申立人のみであることから判断すると、申立人は当該事業所の担当取締役として、標準報酬月額減額訂正に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所における社会保険事務の担当取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、会社倒産時（平成8年2月28日）まで勤務して厚生年金保険被保険者資格喪失届は平成8年2月28日に提出したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により、当該事業所は同年2月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できる上、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった社員全員が、同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、それぞれの届出において社会保険事務所が同様に誤って記録することは考え難い。

また、事業主は「平成8年2月28日に廃業した。」と回答しているが、当該事業所には当時の関係書類が保管されていない上、商業登記においても当該事業所の倒産等における事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることができない。

北海道厚生年金 事案 1552 (事案 1125 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 40 年 10 月 1 日まで

昭和 29 年 4 月 1 日に A 社に入社し、31 年 10 月 20 日に退社した後、33 年 4 月に同社から乞われて再入社し、49 年 12 月まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が、当時の従業員数が 10 人以上であったと供述しているところ、社会保険事務所の記録では、A 社における当時の厚生年金保険被保険者数は最大でも 5 人である上、申立期間を通じて被保険者であった者は事業主及び役員の 2 人だけであることが確認できること、ii) 申立人が一緒に勤務していたとする同僚、及び社会保険事務所の記録により、申立期間前後に当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる者のうち複数の者が、「当時は厚生年金保険に加入していなかった。昭和 40 年ごろに複数の従業員が会社に申し入れてから、厚生年金保険に加入するようになった。」と供述している上、社会保険事務所の記録においてもこのことが裏付けられること、iii) 当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 31 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料等を提出することなく、「当時の給与明細書には控除欄にも数字が入っていたので、確かに厚生年金保険料が給与から控除されていた。申立期間は会社から乞われて入社したので、厚生年金保険に加入していな

いはずはない。」と主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 1 日から 61 年 11 月 6 日まで

申立期間はA社（現在は、B社）にC職として勤務しており、約 20 万円の給与を支給されていたが、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が 15 万円と記録されている。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する雇用保険受給資格者証から判断すると、申立人が昭和 61 年 11 月 5 日にA社を離職する以前の 6 か月間において、月平均約 20 万円の給与を支給されていたことが認められるものの、当該給与支給額からは、申立人が社会保険庁で記録された標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実までは確認できない。

また、B社に照会したところ、「当社が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によれば、申立人の標準報酬月額は 15 万円として届け出ており、これ以外の資料は廃棄済みである。」との回答があり、申立人の主張を裏付ける供述や資料を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 23 人の申立期間における標準報酬月額は、当該事業所の事業主を除き、いずれも 16 万円以下であることが確認でき、従業員で 20 万円以上の標準報酬月額が記録されている者はいない。

加えて、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 3 人、及び社会保険庁のオンライン記録により、前述の被保険者 23 人のうち当該同僚 3 人

を除き生存及び所在が確認された者 10 人に照会したものの、いずれも、社会保険庁で記録された標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述や資料を得ることはできなかったほか、当該同僚 3 人のうち 1 人は、「当時、会社の経営が安定していなかったため、従業員の標準報酬月額が低く抑えられていたのだと思う。」と供述している。

その上、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人が昭和 60 年 6 月 1 日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得してから、61 年 11 月 6 日に同資格を喪失するまで、標準報酬月額の記録が訂正された形跡は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から58年1月1日まで

申立期間は、A社に勤務し、期間雇用者としてB職に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち昭和48年4月1日から同年11月30日までの期間、49年4月5日から同年11月30日までの期間、50年3月29日から同年11月15日までの期間及び51年4月1日から同年11月30日までの期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に照会したところ、「申立期間当時、B職等の期間雇用者については、厚生年金保険に加入させておらず、社会保険事務所の指導により昭和57年から加入させるようになった。」と回答しており、申立人が当該事業所において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人に照会したところ、回答があった2人のうち当該事業所の役員であったとの供述が得られた者は、「当時、厚生年金保険に加入させていたのは正社員だけであり、期間雇用者には国民年金に加入するよう伝えていた。厚生年金保険に加入する以前には同保険料を給与から控除することも無かった。」と供述しているほか、期間雇用者のB職であったとの供述が得られた者は、「自分は昭和44年ごろからA社に勤務しているが、57年7月に厚生年金保険に加入するまでは国民年金保険料を納付していた。国民年金に加入している期間は厚生年金保険料を給与

から控除されることは無かった。申立人も同様だと思う。」と供述している。一方、社会保険事務所の記録により、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者12人に照会したところ、回答があった7人のうち勤務期間に係る供述が得られた者5人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも、自身が記憶している入社時期が昭和56年以前であるのに対し、同保険の被保険者資格取得日は57年7月1日以降となっていることが確認できる上、このうち3人は、「申立期間当時、期間雇用者は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述しているほか、これらの者から同保険に加入する以前の期間において同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、期間雇用者として採用した者について厚生年金保険に加入させない取扱いがあったものとするのが妥当である。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できるほか、上述の申立人の同僚の1人及び当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者のうち勤務期間の供述が得られた者5人は、いずれも、当該事業所に入社してから同保険の被保険者資格を取得するまでの期間の全部又は一部において国民年金に加入するとともに、その保険料を納付していることが確認できる。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和53年5月10日から同年12月20日までの期間、54年4月2日から同年5月31日までの期間、同年6月7日から同年12月8日までの期間、55年4月1日から同年12月10日までの期間、56年4月4日から同年11月30日までの期間及び57年4月1日から同年11月30日までの期間において、当該事業所とは異なる事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票にも、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
② 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで

申立期間①は、A市役所に採用され、B部の臨時職員として勤務した。

申立期間②は、C県D局に採用され、E部の臨時職員として勤務した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答があった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A市が保管する「臨時雇人調」の写しから判断すると、申立人が、昭和 37 年 9 月 3 日から同年 12 月末までの期間に当該事業所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 39 年 1 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、事業主は、申立期間①当時の関係資料について、先の「臨時雇人調」を除き保存していないとしていることから、申立人の厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、当該事業所の臨時職員は、「A市準職員及び臨時職員に関する条例（昭和*年条例第*号）」の規定により、6か月未満の期間ないし廃止されることが予想される臨時の職又は災害その他重大事故のため臨時緊急の任用を必要とする職に地方公務員法第 22 条第 5 項の規定に基づき任用された職員とされていることから、申立期間①当時、厚生年金保険法第 12 条第 5 号の規定により、厚生年金保険の被保険者とされないことが確認できる。

加えて、申立人は、当該事業所に一緒に勤務した同僚の名前を記憶していないことから、申立人の厚生年金保険の適用状況について、供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、申立人はC県D局に採用となり、E部の事務に従事していたとしているが、当時、当該地域のE部事務は、C県E部事務局A支所が所掌しており、申立人の主張と符合しない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立期間②当時、同A支所は厚生年金保険の適用事業所に該当していないほか、同A支所の上部機関であるC県E部事務局も、昭和42年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が勤務したとするC県D局は、昭和38年10月21日に厚生年金保険の適用事業所になった後、39年1月28日に適用事業所に該当しなくなり、その後、同年4月1日に再び厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間②のうち、38年4月1日から同年10月20日までの期間及び39年1月28日から同年3月31日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

加えて、申立人は、当該事業所に一緒に勤務した同僚の名前を記憶していない上、社会保険事務所の記録から申立期間②当時にC県D局において厚生年金保険の被保険者として記録が確認でき、連絡先が確認できる唯一の同僚は、「当時のことは何も覚えていない。」と供述していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

その上、社会保険事務所が保管するC県D局の厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 なお、申立人は、両申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月から24年2月まで

昭和22年4月にA社（現在は、B社）C事業所に入社し、24年2月に同社を退職するまで、D職として勤務した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答があった。

申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C事業所の勤務に至る経緯及び従事業務に関する具体的な供述内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に当該事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、昭和39年5月2日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は、「E県内には、当社の拠点（支店等）が無く、書類の存否自体が確認できないため、申立人の厚生年金保険関係の届出等については、不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は、当該事業所に一緒に勤務した同職種の同僚二人の名前を挙げているが、社会保険事務所の記録によると、当該同僚について厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない上、当該同僚は、いずれも連絡先が不明のため、申立人の厚生年金保険の適用状況等について供述を得ることができない。

さらに、申立人は、申立人が当該事業所に勤務する以前に実姉が当該事業所に同じD職として勤務していたとしているが、社会保険事務所の記録によると、この実姉についても当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記

録が確認できない。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚 22 人に照会し、このうち 16 人から回答を得たが、これら同僚の中に申立人の名前を記憶している者がいない上、当該事業所における D 職の厚生年金保険の適用について供述を得ることができなかった。

その上、申立期間について、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から24年5月1日まで
② 昭和25年1月から同年12月まで

申立期間①はA社、申立期間②はB社でそれぞれ勤務し、C職として従事した。

両事業所とも正社員として採用されているのに、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、両申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間①においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和44年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立期間①における申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚9人のうち、所在が特定できた者は3人であり、これら3人からは、申立人が申立期間①に厚生年金保険の被保険者資格を取得していた状況をうかがわせる供述を得ることはできなかつた上、そのうちの1人は「申立人は、中学校を卒業する前に当該事業所に入社し、自分が申立人にC職の技術を教えた記憶がある。申立人は、入社時は見習いであったと思う。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同年齢で同じ昭和24年5月1日から厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚に申立期間①当時の状況を

照会したところ、「申立人は、自分より1年前に当該事業所に入社したが、当初は見習い期間であり、厚生年金保険の加入は自分と同じ昭和24年5月からであったと思う。」と供述していることから判断すると、当該事業所においては見習い期間を設け、同期間中は厚生年金保険の被保険者資格取得届を社会保険事務所に対して行っていないことが推認できる。

加えて、申立人は、申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②について、複数の同僚の供述及び申立人がB社に勤務することになった具体的な供述から判断すると、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所の元事業主は「申立期間②当時、A社から従業員が1人当社に来たことは記憶しているが、申立人であったか否かは記憶していない。また、当時の関係書類は既に廃棄しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については不明である。」と供述している。

また、申立人が名前を記憶している同僚5人のうち4人は、所在不明又は高齢のため申立期間②における申立人の厚生年金保険の適用等についての供述を得ることができず、唯一、供述を得ることができた同僚（申立期間①において、申立人にC職の技術を教えたとする者）からも、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用等についての供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②において被保険者資格を取得していたことが確認できる同僚4人に当時の状況を照会したところ、全員から回答があったが、申立人が申立期間②に厚生年金保険の被保険者資格を取得していた状況をうかがわせる供述を得ることはできなかった上、そのうちの1人は「自分は昭和25年春ごろに入社したが、厚生年金保険の加入は入社後数か月経過してからとなっている。その理由は分からない。」と供述している。

加えて、申立人及び上述の同僚の合計2人が、申立期間②当時に、当該事業所において一緒に勤務していたとする工場長の息子については、厚生年金保険被保険者資格を取得している記録が無い。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、一方、整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人は、申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無く、

申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い上、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月から 40 年 2 月まで
② 昭和 40 年 10 月から 46 年 12 月まで

申立期間①については、A社、B社及びC社のいずれかに勤務し、申立期間②については、D社に勤務していたが、いずれも厚生年金保険の加入記録が無い。すべての事業所について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、A社については、複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚は「当該事業所には、昭和 38 年 4 月に申立人を含め 4 人が一緒に入社した。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、同人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得は入社 1 年後の 39 年 4 月 1 日であり、当該同僚が記憶している同期入社したうちの他の同僚 1 人も、被保険者資格の取得は同日であることが確認できる(当該事業所における被保険者資格喪失は昭和 39 年 11 月 1 日)。

また、申立人は、「当該事業所には、昭和 39 年 4 月ごろまで勤務した。」と供述しており、申立人と同様に、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格取得記録が無い同期入社 4 人のうちの 1 人について、上述の同僚 2 人のうち、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格喪失が昭和 39 年 11 月 1 日である者は「当該同僚は、自分より前に当該事業所を退職したと思う。」と供述していることから判断すると、38 年 4 月 1 日に同期入社した

と考えられる申立人を含む4人のうち2人（申立人を含む。）は、当該事業所において事業主が厚生年金保険被保険者資格取得届を提出する前に当該事業所を退職したことがうかがわれる。

さらに、当該事業所は、昭和53年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、事業主も既に死亡している上、個人事業所であるため商業登記簿謄本は無く、申立期間①当時の役員を把握できないことから、申立期間①当時の申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に申立人の名前は無く、一方、同名簿に整理番号の欠番も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間①のうち、B社及びC社については、申立人が主張する名称及び所在地において厚生年金保険の適用事業所に該当する事業所は存在せず、「E社」及び「F社」が、申立人の主張する所在地において申立期間①に厚生年金保険の適用事業所であったことが社会保険庁のオンライン記録から確認できるが、申立人は、B社及びC社における勤務期間及び名称の記憶があいまいであり、同僚の記憶も無いため、E社及びF社が申立事業所であったか否か確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する両事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及び商業登記簿謄本から、申立期間①に厚生年金保険被保険者資格を取得している者又は役員であった者に対し、E社については同僚14人、F社については同僚6人及び役員2人の合計8人を抽出して申立期間①当時の申立人の各事業所における勤務状況等について照会したところ、E社については8人、F社については同僚5人及び役員2人の合計7人から回答があったが、全員から、各事業所において申立人が勤務していたことを推認できる具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する両事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に申立人の名前は無く、一方、両名簿に整理番号の欠番も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 申立期間②について、申立人はG市に所在するD社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では同市において当該事業所の名称で厚生年金保険の適用事業所であった記録は存在せず、一方、H市において同名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが社会保険庁のオンライン記録により確認できるが、申立人が唯一記憶している事業主の名前はH市におけるD社に係る厚生年金保険被保険者名簿に無いことから、この事業所が申立事業所であったか否か確認することができない。

また、申立期間②の中には、i) 社会保険庁のオンライン記録から、申立人が複数の事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できること、ii) 雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間②において当該事業所での加入記録が無いとともに、申立人が厚生年金保険の被保険者でない期間においても当該事業所とは別の事業所において雇用保険に加入していた記録があることが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所における同僚の記憶が無いことから、申立人の申立期間②にかかる勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、H市におけるD社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に申立人の名前は無く、一方、同名簿に整理番号の欠番も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

その上、I国民健康保険組合J事務所及びK国民健康保険組合に対して、申立期間②において申立人及び当該事業所の加入記録があるか否か確認したところ、両組合共に不明であると供述していることから、申立期間②における申立人に関する状況を確認することができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 8 月 1 日から 60 年 8 月 21 日まで
② 昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 6 月 30 日まで

申立期間①のうち、A社に勤務していた昭和 54 年 8 月から 56 年までは年間 360 万円（月額 30 万円）、56 年に同社が B 営業所を開設し同営業所長になってからは月額 50 万円の給与を受給していた。

申立期間②については、C社を設立し、社長として月額 80 万円から 100 万円の報酬を得ていた。

両申立期間とも、月額給与に見合った標準報酬月額ではないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の記録から、A社において申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者であることが確認でき、経理事務を担当していたとする元事業主の妻は「月額給与は基本給と諸手当に分かれていたが、諸手当は変動することが多かったこと、及び従業員には月額給与の支給額を多くしてあげたいとの事業主の意向があったことから、厚生年金保険料の控除対象となる標準報酬月額は基本給のみとしていた。社会保険事務所には、基本給のみを対象とした標準報酬月額の届出を行い、給与から控除する厚生年金保険料もそれに見合った額であったはずである。」と供述しており、申立人が記憶する同僚 4 人を含め、申立期間①において厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できる 9 人（申立人を除く。）の標準報酬月額の推移を社会保険庁のオンライン記録により確認すると、申立人が記憶

する同僚4人の標準報酬月額が申立人と同傾向であるほか、他の5人も、事業主を除き申立期間①当時の標準報酬月額の最高等級の者はいないなど、これら9人の標準報酬月額の推移に不自然さは無い。

また、申立期間①当時の事業主は既に死亡しており、申立人が記憶する同僚4人からも回答を得られないことから、申立人の申立期間①に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立人の標準報酬月額の推移を見ると、昭和54年8月から55年9月までは11万円、同年10月から56年8月までは12万6,000円、同年9月から57年8月までは14万2,000円、同年9月から58年7月までは20万円、同年8月から59年9月までは28万円、同年10月から60年7月までは30万円と記録されており、これらの標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録と合致している上、同被保険者名簿に不自然な記録の訂正等の形跡は見られない。

加えて、申立人の申立期間①に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたC社における申立人の標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届により、昭和62年4月1日にそれまでの47万円（健康保険の標準報酬月額は71万円）から15万円に、また、同月額変更届により、63年7月1日に15万円から47万円（健康保険の標準報酬月額は53万円）に変更されていることが確認できるが、これらの処理が^{そきゅう}遡及訂正された形跡は無く、社会保険事務所が行ったこれらの処理に不自然さはみられない。

また、申立人から提出のあった申立人名義の銀行定期預金（残高500万円）が、昭和62年4月30日に解約されており、申立人の標準報酬月額が減額された時期にほぼ一致している上、商業登記簿謄本から当該事業所において取締役であったことが確認できる申立人の元妻は、62年2月1日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失し（喪失時の標準報酬月額は47万円）、平成元年3月1日に再度被保険者資格を取得していることが社会保険庁のオンライン記録から確認でき（取得時の標準報酬月額は30万円）、申立人の標準報酬月額が減額及び増額された時期とほぼ同時期に、被保険者資格を喪失し、再度取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所において、経理等の事務を担当していたとする元部下は「当該事業所の資金繰りは昭和 62 年 6 月ごろから厳しくなっていて、社長は給料をもらっていないかと思う。」と供述している。

加えて、申立人は、当該事業所における経理及び社会保険事務の手続は、公認会計士事務所にすべてを任せていたとしており、社会保険事務の手続状況については分からないとしているが、当該事務所では「客先資料保管期限（10 年）が切れているため、当時の資料は保管していない。また、当該事業所については記憶が無い。なお、当事務所では、原則として社会保険関係の事務手続については行っていない。」と供述しており、当該事業所に係る厚生年金保険料等の関連資料及び供述を得ることができなかった。

このほか、申立人が主張する申立期間②の標準報酬に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月16日から22年5月1日まで

A社B営業所に勤務していた昭和21年1月22日に、B市からC市まで航海するD船のE職として乗船し、この間、21年1月23日にC海運局で船員手帳が交付され、23年2月にE職からF職になった。

私の記憶では、昭和21年1月22日から24年7月までは一度も陸に上がっていないが、申立期間の船員保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B営業所に勤務し、B市からC市まで航海するD船のE職として乗船していたとしているが、船員手帳を所持しておらず、申立期間において船舶に乗っていた事実を確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚2人はいずれも既に死亡しているが、このうち、本人を特定することができた1人は、申立期間とほぼ同時期である昭和21年8月1日から22年3月31日まで、申立人と同様に船員保険の被保険者資格取得記録が無いことが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間の始期である昭和21年7月1日から同年9月30日までの期間において船員保険の被保険者資格を取得していた者が144人確認できるが、このうち、昭和生まれの被保険者で所在が確認できた者は5人であり、回答があった4人からは、申立人が申立期間において船員保険の被保険者であったことをうかがわせる供述を得ることはできなかった上、そのうちの1人は「申立期間当時は、船主等が船を買い取り、その船に乗った船員の社会保険については、船主等が責任を持って加入手続を行っていたが、年金に関する手続は行っていなかった。

自分は昭和 24 年 12 月から 25 年 6 月まで G 市で船に乗っていたが、この期間の船員保険の加入記録は無く、当時はそういうことはよくあったと思う。」と供述しており、社会保険庁のオンライン記録から、同人の船員保険の加入記録を見ると、24 年 12 月 31 日から 25 年 7 月 1 日まで未加入期間であったことが確認できる。

加えて、社会保険業務センターが保管する申立人の船員保険被保険者台帳によると、申立人は昭和 21 年 2 月 3 日に「A 社」において船員保険の被保険者資格を取得した後、同年 7 月 16 日に同資格をいったん喪失し、22 年 5 月 1 日に同事業所において再度被保険者資格を取得し、24 年 8 月 31 日に再度喪失していることが確認でき、これらの記録は、社会保険事務所が保管する A 社の船員保険被保険者名簿に記載されている申立人の記録と合致しており、同台帳及び同名簿共に不自然に訂正された形跡は見られない。

その上、申立期間のうち、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が昭和 21 年 9 月 21 日から 22 年 5 月 1 日まで H 社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる期間については、申立人は「まったく知らない。」と供述しているものの、i) 社会保険事務所が保管する同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が 21 年 9 月 21 日から 22 年 4 月 30 日まで厚生年金保険被保険者資格を取得していた記録があること、ii) 同名簿から、当該期間を含む期間に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者 2 人に照会したところ、1 人から回答があり、その 1 人は「勤務した期間は不明であるが、申立人とは H 社で I 職として一緒に勤務した。申立人は、昼休みによく船に乗っていた時の話をしている、ある時、外国船が近づいてきて、J 岬がどこかを尋ねられたという話をしていた。」と供述していることから判断すると、申立人は、当該期間において同事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが推認できる。

このほか、申立期間について、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も船員保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い上、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。